

保育所空調機薬品洗浄委託仕様書

1 件 名 保育所空調機薬品洗浄委託

2 履行場所 府中市立保育所 10 か所
(別紙 1 及び定期点検一覧のとおり)

3 内 容

次のとおり、令和 9 年度及び 12 年度に既存空気調和設備(室内機、室外機)の薬品洗浄を行う。(223 台/年)

- (1) 作業場養生の後、室内機分解の上、分解部品各品洗浄すること。
- (2) 室内機熱交換機を薬品洗浄すること。
- (3) 乾燥の上、組み立て試運転調整すること。
- (4) 室外機、外板を清掃し、室外機熱交換器を薬品洗浄すること。
- (5) 型式、設置場所その他の記載と現況に相違がある場合は、現況の状況を優先して点検するとともに報告書作成のうえ保育支援課へ連絡する。

4 その他

(1) 施工に伴う光熱水費の取扱い

ア 水道は利用できる(・有償 ○無償)

イ 電気は利用できる(・有償 ○無償)

施設の電気、水の利用にあたっては、事前に利用方法等について、保育所所長と協議のうえ確定する。

(2) 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、及び 12 月 28 日から翌年の 1 月 5 日までの日は、施工を行わない。ただし、あらかじめ保育支援課担当者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(3) 作業時間は、主に土曜日の 9 時から 11 時、15 時から 17 時を原則とする。ただし、児童の安全確保及び施設運営への影響を考慮し、休館日、児童不在時間帯その他作業の実施が可能な日時については、受託者及び監督員等にて協議の上、別途設定することができる。

(4) 使用する薬品については、事前に保育支援課担当者へ提示し、承諾を得てから施工すること。

(5) 近隣住民に考慮し、機械使用時など、騒音を抑える配慮をすること。

(6) 現場代理人及び作業員は腕章を付けること。

(7) シンナー等は現場で保管せず、持ち帰って保管すること。

(8) 工事車両(1 台分)は、保育支援課が指定する場所に駐車するものとし、そのほかの車両は受託者負担により近隣の駐車場を使用することとし、路上駐車は厳禁とする。

(9) 資材置場は、保育支援課が指定する場所を使用することとし、カラーコーン等で囲うこと。

- (10) 敷地内での喫煙は厳禁とする。
- (11) 養生、整理、清掃、後片付けは適宜行うこと。

5 室内機一覧（別紙 1 のとおり）

本町保育所は令和 8 年 1 2 月に移転予定のため、新本町保育所の導入予定（想定）の機器等を記載している。受注者は業務の実施に当たり、竣工図書その他関係資料により対象機器等を事前に確認の上、実施すること。